第九条第一項の表都道府県の項第五号8を同号10とし、同号7を同号9とし、同号6の次に次のように加える。

7　修正後子ども数（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式1第2表⑵中区分「児童手当」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する）、区分「児童手当」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の計に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する）、区分「特例給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する）、区分「特例給付」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の計に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する）、児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式2第2表⑵中区分「附則第七条給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に九・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する）区分「附則第七条給付」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の計に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する）、区分「附則第八条給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に九・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する）、区分「附則第八条給付」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の計に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する）「子ども手当の新規対象者数推計について」（平成二十二年三月三十一日付け雇児育発第〇三三一第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）に基づいて厚生労働省に報告された当該年度の前年度二月末現在の調査（以下「子ども手当推計調査」という。）における「様式1　子ども手当新規対象者数の見込み（公務員）」（以下「様式1」という。）中「①公務員に係る児童手当・特例給付・小学校修了前所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の数に十五・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する）、様式1中「②公務員に係る子ども手当新規対象者数（中学生）の見込み」における「中学校の子ども手当対象子ども数」の数に十五・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する）の合計数とする。

8　修正後子ども数（被用者・非被用者分）は、子ども手当推計調査における「様式2　子ども手当新規対象者数の見込み（被用者・非被用者）（以下「様式2」という。）中「③被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「児童手当・特例給付支給対象児童数（平成22年2月末支給状況報告実績）の「特例給付」の数に一・二を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する）、様式2中「③被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」の「被用者」の数に一・二を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する）、様式2中「④被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（被用者）」における「第1子」及び「第2子」の計に二・〇を乗じて得た数、様式2中「④被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み（被用者）」における「第3子以降」の計に四・〇を乗じて得た数、様式2中「③被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の「非被用者」の数に四・〇を乗じて得た数、様式2中「④被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第1子」及び「第2子」の計に二・〇を乗じて得た数及び様式2中「④被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第3子以降」の計に四・〇を乗じて得た数の合計数の管内市町村の計とする。

第九条第一項の表都道府県の項第六号1及び2を次のように改める。

六　衛生費　　人口

1　密度補正Ⅱに用いる密度は、都道府県立病院病床数に五七・四六を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院密度」という。）、都道府県立大学附属病院病床数及び都道府県立リハビリ病院病床数の合計数に四〇・二二を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立大学附属病院等密度」という。）、都道府県立病院事業債元利償還金のうち平成十三年度以前に発行を許可された都道府県立病院事業債及び平成十四年度に発行を許可された都道府県立病院事業債のうち平成十三年度以前に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十三年度以前からの継続事業」という。）に係るものの元利償還金にあつては〇・〇四九を、平成十四年度に発行を許可された都道府県立病院事業債のうち平成十三年度以前からの継続事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては〇・〇三七をそれぞれ乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院事業債元利償還金密度」という。）、平成十五年度に発行を許可された都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二七〇を、平成十四年度に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十四年度からの継続事業」という。）に係るものの額に〇・〇〇二〇五を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇二〇五を、平成十六年度に発行を許可された都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二七九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二一三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇二一三を、平成十七年度に発行を許可された都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一六四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一二三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一二三を、平成十八年度において発行について同意又は許可を得た都道府県立病院事業債（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一七二を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一三一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事